

令和2年(2020年)4月28日

各介護予防デイサービス事業所 管理者 様
各元気はつらつデイサービス事業所 管理者 様
各介護予防訪問事業所 管理者 様
各お助け訪問事業所 管理者 様

真庭市健康福祉部長

新型コロナウイルス感染症に係る介護予防・日常生活支援総合事業所による
サービス継続について

介護予防・日常生活支援総合事業の推進につきましては、平素からご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

現在、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下、「特措法」という。）第32条に基づく緊急事態宣言が全国に発令されています。

岡山県内でも令和2年4月27日現在で隣接市の2名を含む22名の感染が確認されていますが、介護サービス事業については、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和2年3月28日（令和2年4月16日変更）付新型コロナウイルス感染症対策本部決定）において、「高齢者、障害者など特に支援が必要な方々の居住や支援に関するすべての関係者（生活支援関係事業所）」については、事業の継続を要請するものとされており、介護予防・日常生活支援総合事業についても、介護サービス事業に準じることとします。

つきましては、利用者の方々やその家族の生活を継続する観点から、十分な感染防止対策を前提として、利用者に対して、できる限りのサービス提供の継続をお願いいたします。

記

1 感染防止策の徹底

サービスの提供にあたっては、「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について(その2)」（令和2年4月7日付厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡）等において示された取扱いを徹底の上、対応を行うこと。その際、個々のサービスの必要性について、再度検討すること。

2 柔軟なサービス提供について

サービス提供にあたっては、厚生労働省等の事務連絡で示された人員基準や介護報酬等の特例を活用した柔軟なサービス提供についても検討すること。

また、通所介護所等においては、居宅で生活している利用者に対して、居宅を訪問し、個別サービス計画の内容を踏まえ、できる限りのサービスを提供した場合等に、相応の介護報酬の算定が可能である。なお、自主的に休業している場合や、①通所サービスの事業所におけるサービス提供と、②当該通所サービスの事業所の職員による居宅への訪問によるサービス提供の両方を適宜組み合わせて実施する場合においても、同様の取扱いが可能である。

さらに、一定の条件で、健康状態、直近の食事の内容や時間、直近の入浴の有無や時間、当日の外出の有無と外出先、希望するサービスの提供内容や頻度等について、電話により確認した場合、相応の介護報酬の算定が可能である。

3 休業する場合の留意点

感染拡大防止の観点から、自主的に休業やサービスの縮小を行う事業所は、以下の点に留意すること。

なお、現に休業等している事業所においては、前記の「1 感染防止策の徹底」や「2 柔軟なサービス提供について」を踏まえ、サービスの再開等についても検討されたい。

i 利用者への丁寧な説明

休業を決定してから実際に休業するまでに可能な限りの猶予期間を設けるとともに、真庭市地域包括支援センターと連携し、事前に利用者に対し休業等の事実や代替サービスの確保等について丁寧な説明を行うこと。

ii 代替サービスの確保

利用者に必要なサービスが提供されるよう、真庭市地域包括支援センターを中心に、自主的に休業やサービスを縮小している事業所からの訪問サービスや、他の事業所による介護予防サービスの適切な代替サービスの検討を行い、関係事業所と連携しつつ適切なサービス提供を確保すること。

iii 休業の連絡

サービスを休業する場合、真庭市高齢者支援課へも必ず連絡すること。

連絡方法は、FAX やメールなど文書により行うとともに、電話にて報告すること。

4 事業所の事業継続

休業や事業縮小を行う場合、事業所への影響をできるだけ小さくする観点から、以下の取扱い等の活用が可能である。

i 独立行政法人福祉医療機構（以下「福祉医療機構」という。）における、「融資制度」の活用

福祉医療機構において、新型コロナウイルス感染症の影響により事業運営が縮小した介護事業所等に対して、無利子・無担保の資金融資による経営支援を行っていること。

ii 雇用調整助成金の活用

新型コロナウイルス感染症に伴う経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業を行い労働者の雇用の維持を図った場合、休業手当の一部を助成していること。

5 その他

上記に関する厚生労働省等からの通知等については、別紙（参考）を参照すること。

別紙（参考）

【1 感染拡大の防止】

・「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和2年3月28日（令和2年4月16日変更））（新型コロナウイルス感染症対策本部決定）

https://corona.go.jp/expert-meeting/pdf/kihon_h_0416.pdf

・「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）」（令和2年4月7日付厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000620724.pdf>

【2 柔軟なサービス提供について】

・「「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」のまとめ」

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000045312/matome.html>

【4-i 福祉医療機構における融資制度の活用】

・「独立行政法人福祉医療機構ホームページ」

<https://www.wam.go.jp/>

【4-ii 雇用調整助成金の活用】

・「雇用調整助成金」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html